

I. 「整備計画」の策定について

1. 整備計画策定の目的

現在、自転車は手軽で便利な乗り物として多くの区民の利用に供されています。また、近年の環境意識や健康志向の高まりとともに、観光振興の交通手段としても見直されつつあり、今後も利用は増えていくものと見込まれています。その一方、自転車利用に関して、駅前の放置問題、交通事故の防止や交通ルールの遵守・マナーの向上といった安全対策等の解決すべき多くの課題があります。

そうした自転車利用に関する課題の解決に向け、区では、平成 21 年度「大田区自転車等駐車対策協議会」を設置し、2年間の協議に基づいた答申をいただき、平成 23 年 3 月に、「大田区自転車等利用総合基本計画」(以下、「総合基本計画」という)を策定しました。

「総合基本計画」では、「自転車走行環境の整備(はしる)」「自転車等駐車対策(とめる)」「自転車のルール・マナー啓発(まもる)」の3つの施策を相互に連携させ自転車利用環境の整備を推進していくとの基本方針を提示しました(P2 に概要を掲載)。

その後、「総合基本計画」策定後の平成 24 年 11 月に国土交通省・警察庁による「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が発表されるなど、自転車の利用環境整備に関して、国土交通省、警察庁、東京都からさまざまな提言やガイドライン等が公表されるなどの動きがありました。これら一連の動きを踏まえた協議会における意見や提言に基づき、総合基本計画における3つの施策を具体化した本整備計画をまとめました。

今後は、本計画の内容を着実に推進していくことにより、自転車の安全かつ快適な利用環境の確保と適正な利用の推進を図り、「歩行者にやさしく、安全・快適に自転車で出かけられるまち」の実現をめざしてまいります。

2. 総合基本計画の概要

1) 目的

自転車は、環境にやさしくすでに区民の日常生活に根ざし重要な役割を果たしている交通手段であり、今後ますます利用する人が増えてくると予想されます。そのため、自転車の駐車環境や走行環境の整備を進めるとともに、すべての自転車利用者の交通安全の意識やマナーを向上させることにより、自転車の安全かつ快適な利用環境の確保と適正な利用の促進を図り、すべての人にとって安全・快適な住みよいまちづくりを実現することを目的とします。

2) 計画における自転車の位置づけ

自転車は、区民にとって必要不可欠な交通手段となっており、5km未満の移動では最も速い交通手段です。また、社会的メリットの高い交通手段といえます。このことから、自転車を鉄道・バスなどの公共交通機関を補完する重要な都市交通手段の一つとして位置付けます。

3) 自転車利用推進上の課題

- ① 自転車事故の比率の増加
- ② 自転車走行空間の不足
- ③ 自転車駐車空間の不足
- ④ ルール・マナーの不徹底

4) 「総合基本計画」の理念

「歩行者にやさしく、安全・快適に自転車で出かけられるまち」をめざします。

- ・ 歩行者、自転車、自動車、すべてが調和する都市交通環境づくり
- ・ 通勤・通学だけでなく、私事・業務等目的での自転車利用を対象
- ・ 鉄道駅までの利用だけでなく、目的地までの自転車利用を対象
- ・ 走行・駐車・啓発の施策を、関係者の連携によって総合的に推進

5) 基本方針

① 自転車利用環境整備

はしる(走行)、とめる(駐車)、まもる(ルール・マナー)の観点から、自転車利用環境の整備を進めます。

② 自転車利用のマネジメント

自転車と他の交通手段との役割分担など、自転車利用の量や質に係わるマネジメント(管理)を進め、自転車駐車場における需要と供給、自転車走行ネットワークにおける走行経路の利用拡大、電車やバスの公共交通との共存などの誘導を図っていきます。

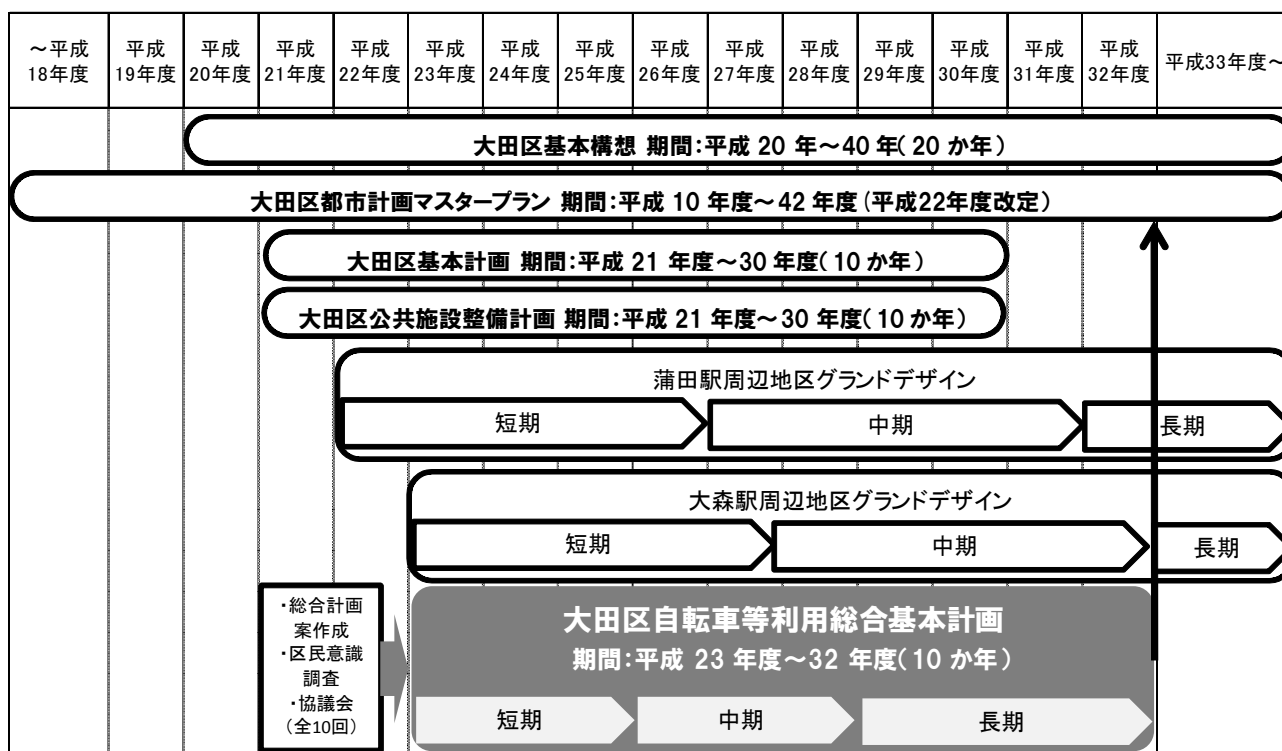


6) 上位・関連計画との関係

本計画は、「大田区基本構想」、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」、「大田区都市計画マスタープラン」等の上位計画に準拠し、また各関連計画と整合を図るものとし、自転車利用者や道路交通体系のみならず、区民生活の向上やまちづくりに寄与することを前提としたものとします。

7) 計画の期間

10年間(平成23年度から平成32年度まで)としています。



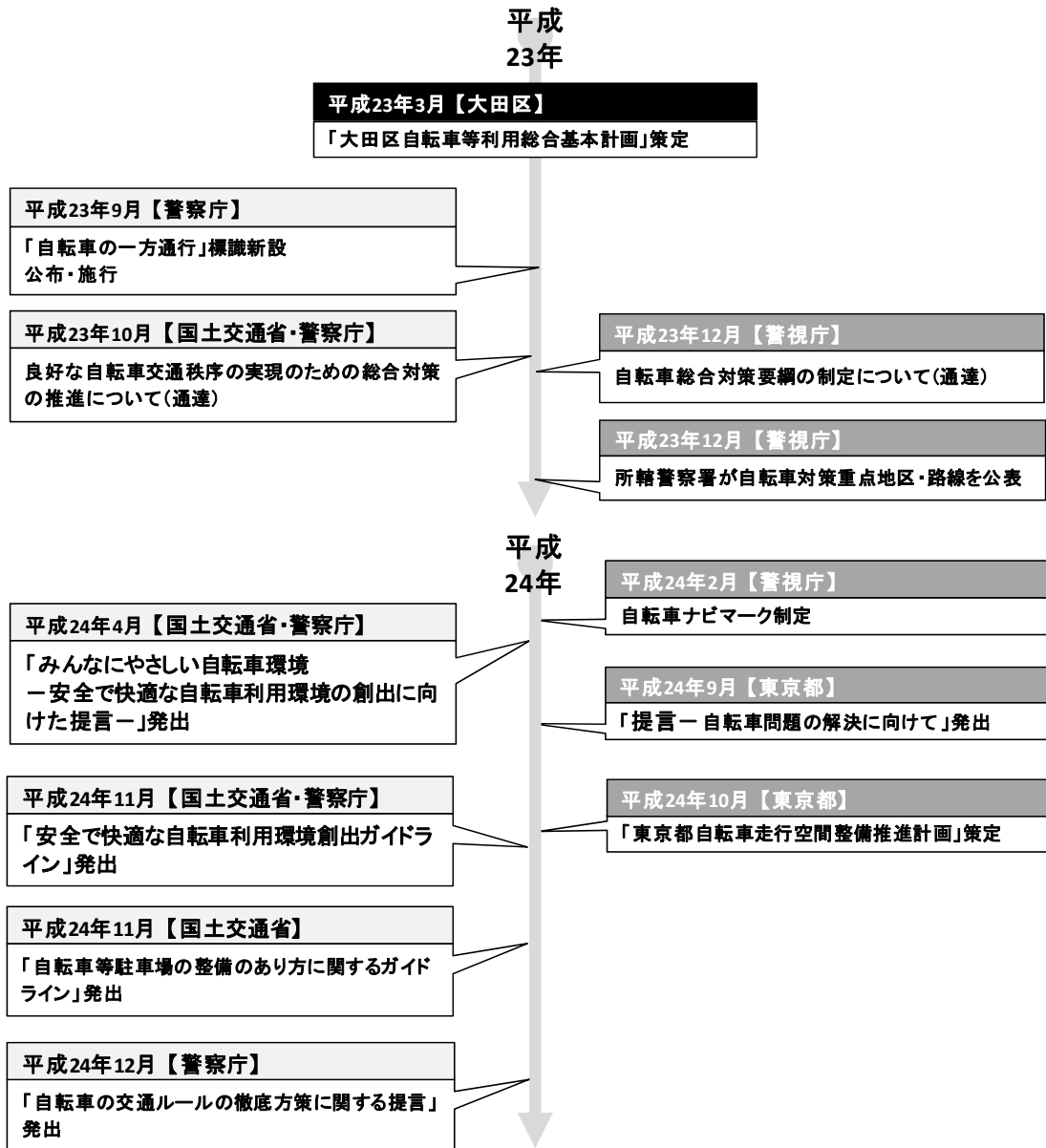
大田区自転車等利用総合基本計画と、上位・関連計画の計画期間

本整備計画も、大田区自転車等利用総合基本計画の期間とあわせ、平成32年度までとします。

3. 自転車を取り巻く施策の動向

< 国土交通省・警察庁 >

< 東京都・警視庁 >



安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成24年11月 国土交通省道路局・警察庁)

国土交通省道路局と警察庁交通局は、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討を行うため、有識者からなる検討委員会を開催しました。同委員会では、「自転車は『車両』であり、車道を通行することが大原則である。」を基本的な考え方として検討が行われ、平成24年4月5日に「みんなにやさしい自転車環境—安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言—」が国土交通省道路局及び警察庁交通局に提出されました。この提言を踏まえ、国土交通省道路局と警察庁交通局が、各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進められるよう、国土交通省国土技術政策総合研究所の調査・研究の成果等も踏まえ、ガイドラインとしてとりまとめ共同で策定しました。

4. 整備計画の施策と体系

<計画の理念>

「歩行者にやさしく、安全・快適に自転車で出かけられるまち」をめざす

<自転車等利用環境整備に関する施策の体系と内容>

とめる（自転車等駐車対策）

1.自転車等駐車場の整備促進	1-1 公共自転車等駐車場の整備	p7
	1-2 施設等自転車等駐車場の整備促進	p9
2.区営自転車等駐車場の利用促進	2-1 管理・運営形態の改善	p9
	2-2 利用申し込み制度の見直し	p11
	2-3 料金体系の見直し	p11
3.放置防止対策	3-1 適切な放置禁止区域の設定	p13
	3-2 効率的な撤去返還システムの構築	p14
	3-3 放置の抑止	p14
4.各駅周辺の自転車等駐車場整備等の方針		p15

はしる（自転車走行環境の整備）

1.自転車走行環境の整備	1-1 自転車ネットワーク路線の設定	p17
	1-2 自転車走行空間の整備手法	p21
	1-3 整備の進め方	p31

まもる（自転車のルール・マナーの啓発）

1.教育の推進	1-1 模範運転の励行・指導者の育成	p36
	1-2 自転車安全利用に関する教育の推進	p36
	1-3 放置させないルール・マナーの教育	p37
2.啓発活動の推進	2-1 啓発内容の明確化	p37
	2-2 身近な啓発活動の推進	p38
3.広報活動の推進	3-1 ルール・マナーのポスター等の掲示	p39
	3-2 区報などによる定期的な情報提供	p40
	3-3 自転車に関するマップ等の作成	p40